

◆4番（小川義昭君） おはようございます。

6月定例会のトップバッターとしての発言の機会を得ました市民クラブの小川義昭です。通告に従いまして、一般質問を行います。

「紫陽花に雫あつめて朝日かな」、加賀の千代女であります。

春から初夏へ、天候不順に戸惑う日が多かったようです。小雨上がり、滴を含んだ庭のアジサイが朝日の輝きにきらきら映えて一層美しい。身も心もすがすがしく、夏近しの爽快感を感じながら、農作物の順調な生育を祈るこのごろであります。

さて、中央政界は突然の首相交代であります。しかし、近年の厳しい経済情勢は一向に改善の兆しが見えず、地方自治体においても税収入が大幅に落ち込むなど、一段と厳しい財政運営を強いられております。各自治体は、限られた財源をいかに有効、かつ効率的に活用していくか、コスト意識の徹底と財務分析を初めとする経営的な管理手法の必要性が大いに高まっております。

こうした中、国は平成19年6月、地方財政健全化法を施行し、財務情報の一層の透明化を進めるための積極的な情報の開示と、財政指標を整備して、住民にわかりやすい公表手法の提示を地方自治体に求めました。

また、現在、自治体の会計制度が単年度会計を基本に、現金主義、単式簿記で行われているため、正確な財政状況の把握が困難であり、しかも行政経営に係るコスト計算や、資産・負債などの財務内容が不明瞭になりやすいことから、民間企業で用いられている発生主義、複式簿記による財務諸表などを導入する地方公会計制度改革の実施を全国の地方公共団体に対し、その作成を要請しているところであります。

こうしたことを受け、本市におきましても、ことし3月、全員協議会において、平成20年度決算に基づく普通会計に係る貸借対照表を初めとした4つの財務書類が新地方公会計制度の総務省方式改訂モデルを採用し、執行部から明示されました。今回の国における地方公会計制度改革の実施に連動し、本市は県内の他の自治体に先駆けて財務諸表の作成に取り組んだことについては、市長並びに財政当局の努力に敬意を表するものであります。

このような財政健全化法並びに地方公会計制度改革による国の動きは、これからの自治体の財政運営が新たな段階に突入したことを意味しており、本市としても、今後の財政運営上の諸課題を発見するためにも、健全化法による5つの健全化判断比率の分析とあわせて、新地方公会計制度の整備を進めていくことは非常に重要なことと考えます。

私は、本市が広域合併し、初めて議員になった年の平成17年12月定例会において、現行の会計基準である単年度、現金主義、単式簿記による現金収支管理を前提とした会計制度から、複数年、発生主義、複式簿記による資産・負債などの管理を中心とした企業会計制度への移行、導入を求め、市民に正確でわかりやすい会計制度を構築し、財務情報のさらなる公開と共有化を提言いたしました。

これに対し、市長は、「企業的会計の考え方を取り入れることは、市の行政運営のあり方を見直し、事業の効率化などを図る上で有用であり、市民への説明責任を果たす上でも意義がある。市民が理解できる財務諸表の作成に向け、今後さらに検討・研究を進める。」との答弁をいただきました。

健全な財政状況を把握し、その理解のもとに、初めて各種の重要政策が執行できるのであって、本市の財政状況の全貌をいかに的確に把握するかが重要なことであります。

したがいまして、今定例会における私の質問は、過去の公会計制度に関する質問の経緯を踏まえ、再度、本市の公会計制度に絞って、4項目・7点の質問をいたします。

まず、1つ目の質問。

既存の歳入歳出決算書は、議会が議決した予算の執行状況をあらわすという点ではすぐれていますが、今回示されました平成20年度決算の財務書類4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書は、ストック情報やコスト情報、支出と財源との対応関係、世代間負担の状況などを的確に示すことができ、今まで困難であった財政状況の把握を克服することができて、大変有意義なことであります。

また、本市の財政においても、固定資産、金融資産、公債など、資産・負債残高、すなわちストックの規模は、現金ベースの歳入・歳出額の何倍にも膨れ上がっております。ちなみに、平成20年度の貸借対照表によれば、一般会計の歳出決算額466億円に対し、資産額は約5倍の2,188億円、負債額は約2倍の846億円に達しており、財政の実態が旧来の歳入・歳出制度の枠をはるかに超えているという事実が、フロー・ストックの両面で総合的、かつ正確に把握できる複式簿記・発生主義会計への転換を必然としているのではないかと考えます。

市長は、このことについてどのように考えておられるのか、また今後の財政運営、行政経営にこれらの財務書類4表をどのように生かしていかれるのかをお伺いいたします。

2つ目の質問。

今回、示されました平成20年度決算の財務書類4表は、一般会計・墓地公苑特別会計・下水道事業特別会計のうち、地域下水道事業にかかわる分を統合した普通会計であります。今後、その他の特別会計や企業会計、さらには一部事務組合、第三セクターを含めた連結ベースの財務書類の作成、公表に取り組むと伺っております。

しかし、本市が出資している土地開発公社や地域振興公社などは、それぞれ決算確定書類があり問題はありますが、一部事務組合は、能美市、野々市町、そして川北町を含めた各自治体間の調整が困難かと思われまます。本市がかかわるすべての会計を統合した連結ベースによる財務書類4表の公表の見通しについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

3つ目の質問。

新地方公会計制度の総務省方式改訂モデルに基づく貸借対照表は、企業会計や国際公会計基準などを参考にしながら、自治体が抱えている資産や、特に負債などの課題が的確に明示されています。

例えば、売却可能資産の明示により、交付税改革や少子高齢社会の進展で自治体の財源が不足する中、財源として見込める、売れる資産が幾らあるのかという情報を得ることができるし、また投資損失引当金の計上により、業績不振の三セクの存在が明確となり、当該三セクの早期処理を促すとともに、住民や議会による業績不振の三セクへの監視がこれまで以上に強まる効果が期待できます。

さらに、長期延滞債権、回収不能見込み額の計上により、長期にわたって回収されていない債権が明らかになり、加えて将来的に回収不能となる可能性の金額もわかり、自治体の収納体制の強化など、債権管理の充実を促す効果が期待できます。このように、貸借対照表は、まさに情報の宝であります。

そこで、まず1点目、平成20年度決算の貸借対照表における資産額と負債額について質問いたします。

平成21年3月31日現在の本市の資産総額は約2,188億2,000万円、負債総額は約845億7,000万円であります。そこで、本市の資産額及び負債額が他の自治体と比較して多いのか少ないのか、全国の幾つかの自治体が公表している数値を調査し、比較したところ、総額では人口規模などの違いで単純に比較することは困難であり、市民1人当たりの数値に置きかえて比べてみました。

本市の市民1人当たりの資産額は193万円、負債額は75万円であり、全国平均の資産額140万円、負債額50万円に対し、資産は53万円、負債は25万円と、ともに上回っております。これを再度、総額に換算すると、資産額は約600億円、負債額は約280億円、全国平均より多いこととなります。まさに、資産も負債も多い自治体として分析されます。これからの自治体のあり方として、資産・負債をともに少なくし、身軽でスリムな財務体質が求められております。

本市の資産・負債額の圧縮が急務かと考えられますが、財政担当の魚副市長のお考えをお伺いいたします。

2点目は、平成20年度決算貸借対照表の公共資産である本市が所有する土地についてお伺いいたします。

今回、示された貸借対照表によると、資産の部のうち、公共資産の総額は約2,122億円、その内訳は、道路・公園などの生活インフラや学校・図書館などの有形固定資産が約2,115億7,000万円で、そのうち土地が約502億円、そして売却可能資産が約7億6,000万円計上されています。

私が平成20年6月定例会の一般質問で、「市が所有する土地に関する平成19年度行政監査結果報告によると、貸し付け・売却可能である普通財産の土地は全体で2,570件、面積は788ヘクタール、東京ドームの約170個分に相当し、その内訳は、市の使用地が396ヘクタール、公共団体及び民間企業の貸付地が120ヘクタール、そして遊休化の未利用地が272ヘクタールと報告されています。」と発言したその内容と、今回明示された貸借対照表による有形固定資産の土地約502億円、売却可能資産約7億6,000万円との照合・関連な

ど整合性について、財政担当の魚副市長にお伺いいたします。

また、同定例会での質問で、「市有地全体について、1つ、現状の的確な把握、2つ、維持管理の適正化、3つ、未利用地の活用や処分の適正化」を質問したところ、それに対し執行部は、「公有財産台帳及び管理データベースの一元化に向け事務事業を進めており、平成22年度をめどに管理台帳様式の統一化、行政財産・普通財産の財産区分の明確化、境界調査及び図面などを精査し、適正に整備する。」との答弁がありました。

その後の経過報告を含め、2年間の進捗状況及び今年度をめどとした管理台帳様式の統一化など、それぞれの見通しについて、総務担当の北田副市長にお伺いいたします。

3点目は、平成20年度決算貸借対照表の売却可能資産についてであります。

本市の財源不足の解消を図る財源確保策の一つとして、売却可能資産を洗い出すことは大変重要なこととあります。今ほども申し上げたとおり、貸借対照表の資産の部における売却可能資産の額は約7億6,000万円計上されていますが、これらの資産内容の内訳について、また今後それらの売却可能資産をどのようにして売却、処分していくのか、その方針についても、あわせて総務担当の北田副市長にお伺いいたします。

4点目は、事業別及び施設別行政コスト計算書の導入についての提案と、これについての質問であります。

これまで地方自治体では、現金主義による会計制度が長く続いてきていますので、ややもするとコスト意識、特に資産に関してのコスト意識が希薄になりがちなことではございませんでした。

御承知のとおり、財政健全化法が規定する実質収支比率や経常収支比率、また財政力指数などの数値は、それぞれ一定の説明能力を有しますが、これらはすべてフロー情報を用いた財政指標であり、言いかえれば、これまでの現金主義による会計制度から来ており、今後の健全財政の持続可能性を確保するためには、これらに加え、ストック情報を用いた財務管理、財務分析を行い、資産に関するコスト意識の希薄化を払拭し、今後の財政運営に活用することが有効かと考えます。

特に、厳密なコスト管理が必要であると認められる事業、指定管理者制度の活用を図る可能性がある施設など、民間との比較を要するものについては、行政の投入するトータルコストを明確にすることにより、コスト管理の徹底につながっていきます。そのための、事業別・施設別行政コスト計算書の導入の検討をお願いするものであります。

例えば、図書館運営、保育所運営、住民票発行業務、学校給食民間委託事業、清掃事業、観光・宿泊事業、公営住宅事業、区画整理事業、再開発事業、駐車場事業、徴税コストなど、いろいろとあります。この点についてどのようにお考えか、企画財政部長にお聞きいたします。

最後の4つ目の質問に移ります。

今回、作成された財務書類4表は、現金主義による会計制度により作成されましたが、今後は発生主義・複式簿記に基づく新地方公会計制度が推奨され、そのような方向に向か

うと考えられます。と同時に、この財務書類4表を用いて、今後の本市の健全な財政運営に役立つためのさまざまな管理会計や財政分析が進められていくことと考えられます。

したがって、新地方公会計制度問題を単に財政担当職員の範囲だけにとどめず、全職員の皆さんにも市政を運営するという感覚が求められている中、行財政改革の一環としての目的をしっかりと認識し、意識づけていただくことが大切かと考えます。

そのために、行財政改革プログラムの中に新地方公会計制度を位置づけ、全庁的に情報を発信し、全職員の皆さんに、その必要性を認識してもらう措置が肝要かと考えます。

新地方公会計制度に対する職員の意識改革の取り組みについての見解を総務部長にお聞きいたします。

以上が今議会における私の質問であります。

私はこれまでも、市の財政運営と事業の執行にかかわるコスト意識の徹底と財務分析を初めとする経営的な管理手法の導入について何度か質問してまいりました。いずれも前向きな答弁はいただいておりますが、ただいま申し述べました質問の各項目について、より具体的な実行策を求めて、今回の私の一般質問を終わります。